

### (3) 振動の規制地域

「振動規制法」および「静岡県生活環境の保全等に関する条例」で、騒音の規制地域と同じ分類に指定されています。この地域内では特定施設を有する事業所の場合に守るべき振動の大きさが規定されています（騒音「騒音の地域」参照）。

### (4) 振動の基準\*

#### ① 振動の規制

種 別 区域の区分	規 制 基 準		該 当 地 域
	昼 間 (8:00~20:00)	夜 間 (20:00~翌 8:00)	
第 1 種区域の 1	60 デシベル	55 デシベル	騒音規制法の第 1 種区域
第 1 種区域の 2	65 デシベル	55 デシベル	騒音規制法の第 2 種区域
第 2 種区域の 1	70 デシベル	60 デシベル	騒音規制法の第 3 種区域
第 2 種区域の 2	70 デシベル	65 デシベル	騒音規制法の第 4 種区域

#### ② 道路交通振動の限度

要 請 限 度	
昼間 (8:00~20:00)	夜間 (20:00~翌 8:00)
65 デシベル	60 デシベル
70 デシベル	65 デシベル

#### ・自動車騒音・道路交通振動とは

自動車の騒音源には、エンジン音・排気音・タイヤ音などがあります。交通量が多く渋滞したり、大型車の通行が多いほど騒音は大きくなります。

また、道路交通振動については、自動車の走行等が起因となっており、騒音と同様に交通量や大型車の通行により振動の大きさが変わりますが、その他に道路の構造や段差などによっても振動の大きさが変わります。

#### ・自動車騒音・道路交通振動の要請限度とは

自動車騒音又は道路交通振動により、道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音・道路交通振動の防止のため舗装、維持又は修繕の措置をとるべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の基準をいいます。

#### ・自動車騒音・道路交通振動の対応策

自動車騒音を緩和させるためには、道路渋滞を解消して自動車のスムーズな走行をさせることや、最高速度制限などの措置が考えられます。また、高速道路等に見られる防音壁や建物の窓を二重サッシにしていけることも有効な手段です。

道路交通振動緩和も自動車騒音と同様、自動車のスムーズな走行が有効であり、その他に道路構造の改善や段差の解消なども有効な手段と考えられます。